

平成25年度一般廃棄物処理実施計画

第1 一般廃棄物の処理量（排出量）の実績と見こみ

1 平成23年度の一般廃棄物の処理量（排出量）の実績

- (1) 家庭系一般廃棄物 70,139トン（対前年度比0.6%の増）
- (2) 事業系一般廃棄物 39,265トン（対前年度比5.2%の減）
- (3) 合計 109,404トン（対前年度比1.5%の減）

2 平成24年度の一般廃棄物の処理量（排出量）の見込み

- (1) 家庭系一般廃棄物 71,300トン（対前年度比1.7%の増）
- (2) 事業系一般廃棄物 37,800トン（対前年度比3.7%の減）
- (3) 合計 109,100トン（対前年度比0.3%の減）

3 平成25年度の一般廃棄物の処理量（排出量）の見込み

（平成23年度改訂版 吹田市一般廃棄物処理基本計画より）

- (1) 家庭系一般廃棄物 66,626トン
- (2) 事業系一般廃棄物 38,097トン
- (3) 合計 104,723トン

第2 循環型社会の構築を目指して

1 前年度の主な減量方策と実績

- (1) 再生資源集団回収実施団体数が増加しました。
454団体、回収量10,299トン（対前年比：実施団体1団体増、回収量174トン減）
- (2) 生ごみ処理機器等の普及に努めました。（53台普及の見込み、累計3,605台の見込み）
また、生ごみたい肥化講習会を開催し、生ごみ堆肥化の取組の充実に努めました。
- (3) 「ごみの減量・資源化について」等の出前講座を実施しました。
- (4) 廃棄物減量等推進員活動の活性化を目指し、ブロック別研修会の開催や活動メニューの提示を行い、取組を進めました。
- (5) 市民・事業者・行政の協働により、イベントや市内スーパーで「すいたマイバッグキャンペーン」を実施しました
- (6) 大学と連携し、自治会との接触機会が少ない学生に対し大学の学生専用HPなどで、ごみ減量・適正排出の啓発に努めました。
- (7) 家庭系廃食用油の回収を本庁のほか、山田出張所、千里丘出張所、南千里庁舎で実施し、回収量は3.3トンとなる見込みです。
- (8) 上記(1)～(7)の減量方策等の実施により、家庭系ごみの処理見込み量は71,300トンで、前年度と比べて1,161トン、1.7%の増にとどまる見込みです。
- (9) 事業系ごみの減量を図るため、毎月2トン以上のごみを排出する「多量排出占有者」に対し、減量計画書等の提出を求め、減量に努めました。
- (10) 事業系ごみの3種分別の指導及び不用事務用書類等の資源化の指導を実施しました。
- (11) 焼却工場に搬入される事業系ごみの検査及び適正搬入の指導強化を図り、事業系ごみの減量と資源化物の適正処理及び搬入不適物の排除に努めました。
- (12) 公共施設でのごみ量把握や分別方法等の指導を行い、ごみの減量・資源化に努めまし

た。

(13) 「事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、事業系ごみ減量・資源化の啓発に努めました。

(14) ごみ収集車派遣による収集体験等の環境教育・学習の充実に努めました。

(15) 市役所本庁舎内ごみ排出状況調査を行い、紙類等の資源化に努めました。

(16) 上記(9)～(15)の減量方策等の実施により、事業系ごみの処理見込み量は37,800トンで、前年と比べて1,465トン、5.2%の減となる見込みです。

家庭系ごみと事業系ごみの処理見込み量は合計109,100トンで、前年度と比べて304トン、0.3%の減となる見込みです。

2 今年度の減量目標

(1) 減量目標

<ごみ発生量、自主的資源化量>

		平成25年度
発生抑制後のごみ発生量 ①		141,889 t
家庭系ごみ ①'		82,632 t
事業系ごみ ①''		59,257 t
自主的な資源化量* (集団回収を含まない) ②		24,089 t
家庭系ごみ ②'		4,364 t
事業系ごみ ②''		19,725 t
事業系不燃ごみ他 ③		1,435 t

※家庭ごみ：店頭回収、生ごみたい肥化等 事業系ごみ：古紙の資源化等

<減量目標 -ごみ排出量->

集団回収量 ④ (市民1人1日当たり)	11,642 t 90 g/人日
計画処理量 ⑤=①-②-③-④ (市民1人1日当たり)	104,723 t 810 g/人日
家庭系ごみ ⑤' (市民1人1日当たり)	66,626 t 515 g/人日
事業系ごみ ⑤'' (市民1人1日当たり)	38,097 t 295 g/人日
ごみ排出量 ⑥=④+⑤ (市民1人1日当たり) ★減量目標 (平成22年度実績*からの削減率)	116,365 t 900 g/人日 4 %
家庭系ごみ ⑥'	78,268
事業系ごみ ⑥''	38,097

※平成22年度実績 121,817 t 949 g/人日

<資源化率>

集団回収量 ④	11,642 t
市による資源化量 ⑦ (市民1人1日当たり)	9,514 t 74 g/人日
破砕選別工場での資源化*	5,894 t
資源循環エネルギーセンターでの資源化	3,620 t
資源化量 ⑧=④+⑦ (市民1人1日当たり) ★資源化率 (⑧/⑥)	21,156 t 164 g/人日 18.2 %

※資源循環エネルギーセンター回収ボックス分を含む

(2) 減量及び資源化率の目標達成後の計画焼却処理量、埋立処分量

焼却処理量	98,812 t
埋立処分量	7,711 t

3 目標達成に向けた主な減量方策

(1) 市民・事業者・行政の三者協働による発生抑制の取組

- ア 市報すいた、ホームページ等の内容の充実に努めます。
- イ 学習会、セミナー等の内容の充実に努めます。
- ウ 自治会、廃棄物減量等推進員と連携して啓発活動・情報提供活動の充実に努めます。
- エ 家庭でできる生ごみのたい肥化、手つかず厨芥や食べ残しの削減、水切り徹底に関する啓発や情報提供の充実に努めます。
- オ 「ごみの減量・資源化について」の出前講座等の地域環境学習活動の支援の充実に努めます。また、資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場等の見学会を実施し、ごみ減量・資源化の啓発を図ります。
- カ 教育委員会や学校との連携強化、ごみ収集車派遣による収集の体験学習の充実、ごみ処理施設見学会の拡充により、環境教育・学習の充実に努めます。
- キ (公財)千里リサイクルプラザ、同研究所との連携強化に努めます。
- ク 「すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会」の目標であるマイバッグ持参率60%を目指し、マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進に努めます。
- ケ 量販店等におけるトレイの使用削減や詰め替え製品販売の拡充に努めます。
- コ 吹田商工会議所と連携し、事業所向けに啓発活動・情報提供活動の充実に努めます。

(2) 地域における減量活動の活性化

- ア 容器包装類の販売店自主回収の促進に努めるとともに、ペットボトルの拠点回収地点の拡大に努めます。
- イ 自治会、廃棄物減量等推進員制度と連携して地域リサイクルの活性化に努めます。
- ウ 再生資源集団回収への雑紙等の排出促進により古紙リサイクルの拡大を図るとともに、未実施団体や新規マンション等における集団回収実施団体育成に努めます。
- エ 生ごみたい肥化を普及するため、生ごみたい肥化経験者との交流会「生ごみしゃべり場」を開催します。
- オ 再生資源事業者との情報交換を行い、集団回収の促進などリサイクルシステムの安定化に努めます。
- カ 家庭系廃食用油の回収量増加に努めます。

(3) 事業系ごみ減量対策

- ア 資源循環エネルギーセンターに搬入される事業系ごみの検査及び適正搬入の指導強化を図るとともに、古紙類等の回収箱による回収に努めます。
- イ 毎月2トン以上のごみ排出事業者（「多量排出占有者」）に対し、減量計画書の提出を求め、廃棄物管理責任者を通じて、事業系ごみの減量・資源化等の指導に努めます。
- ウ 事業者向けの研修会の開催、ごみ減量マニュアルの内容の充実等により、事業系ごみの減量・資源化の指導に努めます。
- エ 収集運搬許可業者への分別収集体制整備の要請、吹田市商工会議所等との連携により、小規模事業所の古紙のリサイクル促進に努めます。
- オ 学校等公共施設の厨芥ごみ減量化の促進指導に努めます。
- カ 公共施設での紙類等の資源化、公園・街路樹等の剪定枝たい肥化等による減量の促進に努めます。

キ 市役所本庁舎内のごみ排出状況調査を実施し、紙類等の資源化に努めます。

第3 計画的な施設整備の推進

- 1 北第2工場跡地にストックヤード等の整備事業を実施し、平成26年度から供用開始できるように進めていきます。
- 2 資源循環エネルギーセンターの性能の維持と安全・安定操業を図るため、施設・設備の整備工事等を実施します。
- 3 破砕選別工場の性能の維持と再資源化を図るため、施設整備を実施します。

第4 収集計画

1 家庭系一般廃棄物

(1) ごみの収集は、直営または市の定める委託業者により実施します。

ア 燃焼ごみは、袋詰め各戸収集を基本としますが、集合住宅は、ごみ集積場所収集とします。戸建て住宅でも地域の合意で共同のごみ集積場所を定めることもできます。

週2回定曜日に収集します。

(ごみの例示=台所のごみ、プラスチック製品、皮製品、木製品等の小さな燃えるごみ)

イ 資源ごみは、専用のコンテナを使用してステーション方式で収集します。

(ごみの例示=かん(空きかん・金属製のなべ・かま類)・びん)

また、その他の資源ごみもステーション方式で収集します。

(ごみの例示=新聞・雑誌類(その他紙類含む)・段ボール・古布類(古着含む))

いずれも月2回定曜日に収集します。

ウ 大型複雑ごみは、各戸収集を基本とし、月1回定曜日に収集します。

(ごみの例示=原則として1辺の長さが60cm以上の大きな物(ただし、細長い物は1辺の長さが1m以上)と燃焼ごみに含まれない木製品等)

エ 小型複雑ごみは、ステーション方式で月1回定曜日に収集します。

(ごみの例示=燃えない物及び燃える物と燃えない物の混成品で1辺の長さが60cm未満の物及び1m未満の細長い物)

オ 有害危険ごみは、専用のコンテナを使用してステーション方式で月1回定曜日に収集します。

(ごみの例示=電池・蛍光灯・水銀体温計等有害な物質を含む物及び刃物、簡易ガスボンベ等取扱いに注意を要する物)

(2) 転居に伴うごみなど臨時に排出されるものについて、通常のごみ収集とは別に、申込みにより別途、有料で収集します。

(3) 安心サポート収集は、介護の認定、障がい等の認定を受けられている方で、家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、週1回市職員が玄関先でごみを収集します。

- (4) ペットボトルは、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプの調味料を充てんしてあったもので、吹田市公共施設並びに設定した収集区域及びその周辺の店舗に設置する回収用容器を用いて収集します。
- (5) 牛乳パックは、吹田市役所、吹田市資源リサイクルセンター内に常設する回収箱、並びに毎月の回収日に市内各地区の公民館等に設置する回収箱を用いて、月1回定曜日に収集します。なお、回収日は、毎月第3木曜日・金曜日・土曜日とし、土曜日に市が収集します。
- (6) 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象）で小売店に引取り義務のない製品については申込みにより有料で収集します。
- (7) 犬・猫・小動物等の死体は、申込みにより有料で収集します。飼い主の不明なものは、無料で収集します。
- (8) 使用済みパソコンの排出希望者に対して、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、回収するメーカーがある場合はメーカーで、回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を依頼するよう指導し、再資源化を進めます。
- (9) 爆発、引火、感染等危険性のあるもの、有害性のあるもの（市が収集するものを除く）、著しく悪臭を発するもの等、収集運搬又は処分の妨げになるものの排出を禁止します。市が収集できないものについては販売店や処理業者で適正処理を行うよう指導します。
- (10) し尿は、2週間に1回、定曜日に収集します。
- (11) 浄化槽汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行っている者（以下「収集運搬業許可業者」という。）で浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業許可業者」という。）に依頼して市長が指定する処分地又は中継地に搬入することができます。

2 事業系一般廃棄物

(1) ごみ

事業所、商店等の事業活動に伴って排出されるごみは、当該排出者が自ら処理するものとします。ただし、生ごみ及びその他の燃焼ごみで焼却に支障のないものは、本市の焼却工場又は中継地の能力の範囲内で、事業者自らか、収集運搬業許可業者に依頼して搬入することができます。今年度は、平成23年度と同様の収集体制で対処します。また、魚あら等の一般廃棄物については再生輸送業指定業者が収集することができます。

ただし、資源ごみ（新聞、雑誌類、段ボール、かん、びん等）と燃えないごみ（金属、ガレキ等）は、本市の工場又は中継地へ搬入できません。

(2) し尿

ア し尿

2週間に1回、定曜日に収集します。

イ 浄化槽汚泥等

浄化槽汚泥等は、収集運搬業許可業者で浄化槽清掃業許可業者である者に依頼して市長が指定する処分地又は中継地に搬入することができます。

第5 処理計画

- 1 家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の焼却ごみの処理については、本市の焼却工場である資源循環エネルギーセンターで焼却します。吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年吹田市条例第22号。以下「条例」という。）第27条第1項により、事業系ごみ処理手数料については有料とします。
- 2 家庭から排出される資源ごみ等については、吹田市破砕選別工場で再資源化に努めます。
- 3 資源循環エネルギーセンターから排出される焼却残灰、破砕選別工場から排出される不燃物については、大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）により最終処分します。
- 4 し尿及び浄化槽汚泥等については、下水道終末処理場に流注して処理します。条例第27条第1項の規定により、処理手数料を徴収します。

第6 計画の進行管理

一般廃棄物処理計画については、吹田市環境部内に設置されている循環型社会推進会議で進行管理を図っていきます。